

経済産業省

20200727保局第1号

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年8月4日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和2年8月4日から施行する。

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日 改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日 20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日 20200727 保局第1号 令和 2年 8月 4日	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日 改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日 20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日
I 総則 1. ・ 2. (略) 3. 事故の分類 事故の被害状況により次のとおり分類する。 (1) A級事故 次の各号のいずれかに該当する事故をいう。 ①～⑤ (略) [削る] (2) B級事故 A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。 1) B1級事故 ①～④ (略) [削る] 2) (略) (3) (略) 4. (略)	I 総則 1. ・ 2. (略) 3. 事故の分類 事故の被害状況により次のとおり分類する。 (1) A級事故 次の各号のいずれかに該当する事故をいう。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きい（※1）と認められる事故</u> <u>（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）</u> (2) B級事故 A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。 1) B1級事故 ①～④ (略) ⑤ <u>その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きい（※2）と認められる事故</u> <u>（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）</u> 2) (略) (3) (略) 4. (略)
(別紙)	(別紙)
事故発生時における報告項目 1. ～ 9. (略) 10. <u>その他（職員派遣状況、報道状況、周辺状況などについて特記事項があれば記載）：</u> <u>※本文の1. ～ 10. について、必ず記載し、「なし」、「不明」、「確認中」等の場合についてもその旨を明示する。</u>	事故発生時における報告項目 1. ～ 9. (略) 10. <u>その他</u>
(別添1)	(別添1)

都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について

1. ～4. (略)
5. 事故の再発防止対策等
(1)～(3)
- (4) 事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。事故当事者に法令違反がある場合には、法令に基づき必要な処分を行う。直近1年以内の事故当事者の高圧ガス保安法における法令違反の有無を確認すること。
6. (略)

都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について

1. ～4. (略)
5. 事故の再発防止対策等
(1)～(3)
- (4) 法令違反の有無（事故原因にかかわりのない法令違反及び事故当事者のみならず関連事業者における法令違反を含む。）について調査検討する。事故当事者に法令違反がある場合には、法令に基づき必要な処分を行う。
6. (略)

(別添2)

高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領

- 1～36. (略)
37. 法令違反の有無
事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討した結果を記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。直近1年以内に事故当事者において高圧ガス保安法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。
38. (略)

(別添2)

高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領

- 1～36. (略)
37. 法令違反の有無
事故原因に伴う基準違反のほか、関連のある事項についても記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。
38. (略)

(別添3)

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領

- 1～17. (略)
18. 法令違反の有無
事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討した結果を記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。直近1年以内に事故当事者において高圧ガス保安法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。
19. (略)

(別添3)

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領

- 1～17. (略)
18. 法令違反の有無
事故原因に伴う基準違反のほか、関連のある事項についても記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。
19. (略)